

「ふく育」ブランド定着事業」 企画・運營業務委託仕様書

1 業務名

「ふく育」ブランド定着事業」企画・運營業務（以下、「本業務」という）

2 業務の目的

本事業は、主に県内の若者・子育て世帯に対し、本県の充実した子育て環境や子育て施策等を様々な手法でPRすることで、現に子育てしている世代のみならず、これから結婚、出産、子育てを控える若者世代において、家庭や子ども・子育てに対するポジティブなイメージの醸成を図ることを目的とする。

3 業務の委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

本業務の目的を理解し、下記（1）から（4）の事業にかかるすべての業務を行うものとする。

なお、業務の実施にあたっては、県が実施する子育て支援策等の情報を、子育て当事者の視点に立って分かりやすく、かつ効果的に伝えるとともに、ターゲットが自然と興味関心をかき立てられるような内容とするなど、他にはない工夫をこらすこと。

（1）「ふく育県」の広報宣伝の実施

- ・主なターゲットは県内の若年層・子育て世帯とする。
- ・令和6年度に制作した「発掘！育児幸せ王国 ふく育県」のロゴタイプおよびキャッチコピーを活用し、強く印象付けるとともに、本県に移住した子育て世帯の活用や県外との差異の可視化を通して、本県の子育て環境や子育て施策が充実していることを伝え、子育てに対する前向きで明るいイメージの醸成につなげる。
- ・県が実施するライフステージを通じた本県の切れ目ない子育て支援を効果的に周知し、現に子育てしている世代のみならず、これから結婚、出産、子育てを控える若者世代が、子どもを持つことや子育てに対して、希望や幸福感、充実した支援があることへの安心感や将来の見通しを持つことができる等、子どもや子育てに対するポジティブなイメージの醸成につながるような内容とすること。
- ・幼保小接続など幼児教育に関する取組に関して、県外との比較においても先進的な取組であることを分かりやすく、効果的に発信できる内容とすること。
- ・各メディア媒体等を用い、少なくとも次の取組を組み合わせた最も効果的な企画とすること。

①県内におけるテレビCMおよびSNS広告の放映・配信

- ・テレビCMの放映およびSNS広告の配信を行うこと。
- ・放映・配信は県内で行い、ターゲットに訴求する内容とすること。また、下記（2）で制作する特設ウェブサイトの閲覧につながるよう工夫すること。
- ・広告の素材は、新規制作・令和4～6年度に制作した広告の活用のいずれも可。

（令和4～6年度に制作した広告：<https://fukuikuken.com/gallery/> 県内向けテレビCM・SNS広告）

- ・放映・配信にあたっては、ターゲットの属性（年齢、性別、居住地など）や時間の選定、配信回数、視聴回数、広告タイプ、配信期間などを示す出稿計画を提出すること。また、ターゲットの視聴見込み等の具体的効果を示すこと。
- ・インプレッション数やクリック数等の指標を適時報告し最適な条件となるよう適宜調整を行うこと。

②県内主要駅・観光施設等でのデジタルサイネージ広告の配信

- ・県内子育て世帯や観光客が多く訪れる施設にてデジタルサイネージ広告を掲出すること。
- ・広告タイプ、配信期間などを示す出稿計画を提出すること。また、ターゲットの視聴見込み等の具体的効果を示すこと。

③「ふく育県新聞」の発行および配布

- ・県の子育て支援制度・施策について、子育て世帯が求めている情報をわかりやすく、楽しく読めるような媒体を作成・配布すること。
- ・規格：タブロイド版、8ページ程度、全面カラー
- ・発行部数：20万部
- ・配布先：新聞折込、保育園、子育て支援センター、県有施設など、子育て世帯の手元に直接届く配布方法を提案すること。

※その他、効果的な手法があれば提案を行うこと。

(例：イベントへの出展、雑誌・タウン情報誌とのタイアップ等)

(2)「ふく育県」の周知媒体の制作

①特設ウェブサイトの制作、公開

- ・令和6年度に制作した特設ウェブサイト (<https://fukuikuken.com/>) を更新（追加コンテンツの作成等）し、ふく育県を周知するためのウェブサイトを公開すること。
- ・特設ウェブサイトは委託期間終了後も継続して公開すること。
- ・本業務の趣旨や目的達成につながる内容にするとともに、各事業のターゲットが見やすく分かりやすい構成となるよう工夫すること。
- ・スマートフォン利用者でも見やすい構成となるよう工夫すること。

②ハンドブックの製作

- ・令和6年度に作成した本県の子育て環境の魅力を紹介するハンドブックを更新（県の子育て施策や統計データ等）し、製作すること。
- ・更新にあたっては、本県の妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援が充実していることを分かりやすく、効果的に周知できるような内容とすること。
- ・その他掲載内容については、県と協議の上決定することとする。
- ・完成したハンドブックは紙媒体やウェブサイトなどを通じて公開する。
- ・規格：A5サイズ、全面カラー
- ・部数：500部

(3) プレコンセプションケア（将来の妊娠のための健康管理）の周知媒体の制作および広報宣伝

- ・主なターゲットは18～39歳までの若年世代とする。
- ・周知媒体の制作および広報宣伝にあたっては、主たるターゲットである若年世代へ効果的に発信できるよう工夫すること。また、若年世代が理想のライフプランを実現し、将来の妊娠にむけて日々の生活や健康に向き合うことの促進を図ることができるよう、少なくとも次の取組を含んだ、最も効果的な企画とすること。

①相談窓口の周知用カードの作成

- ・プレコンセプションケアや性、妊娠、健康に関する相談窓口について、学校や医療機関等での配布を想定した周知用カードとし、健康相談については、思春期から更年期まで幅広く相談できる窓口であることがわかるようにすること。
- ・規格：91×55mm、全面カラー
- ・部数：14,000部

②プレ妊活健診事業の周知用チラシのデジタルデータの作成

- ・将来の理想のライフプランの実現に向けたプレコンセプションケアの効果や重要性を若年層に向けてわかりやすく伝え、県が実施するプレ妊活健診の利用を促進するような内容とすること。
- ・対象者が本事業の目的や内容を理解できるような内容とすること。
- ・規格：A4サイズ、全面カラー

③県内における広告配信

- ・プレ妊活健診事業について、SNS広告の配信を行うこと。
- ・広告の素材については、新規制作すること。
- ・配信にあたっては、ターゲットの属性（年齢、性別、居住地など）や時間の選定、配信回数、視聴回数、広告タイプ、配信期間などを示す出稿計画を提出すること。また、ターゲットの視聴見込等の具体的効果を示すこと。
- ・ふくいプレ妊活健診特設ウェブサイトの閲覧につながるよう工夫すること。

④その他、広報宣伝について効果的な手法があれば提案を行うこと。

(4) 「共家事」「ラク家事」促進による「ゆとり時間」創出に向けた広報宣伝の実施

- ・主なターゲットは県内の家庭等、特に共働きの家庭とする。
- ・夫婦・家族等で家事をシェアする「共家事」および家事の外部化、省力化による「ラク家事」により、家族時間や自分時間などの「ゆとり時間」の創出を促進するためのPR動画（コンセプトの周知・認知）を制作する。
- ・制作したPR動画については、県内施設（県内主要駅や観光施設等）のデジタルサイネージやSNS広告で放映すること。
- ・放映・配信にあたっては、ターゲットの属性（年齢、性別、居住地など）や時間の選定、配信回数、視聴回数、広告タイプ、配信期間などを示す出稿計画を提出すること。また、ターゲットの視聴見込

み等の具体的効果を示すこと。

- ・県女性活躍課が制作した特設ウェブサイト「共家事促進プロジェクト #はじまりは共家事。」(<https://fukui-tomokaji.com/>) の閲覧につながるよう工夫すること。

5 業務工程表等の作成

受託者は、契約締結後速やかに業務工程表（業務実施体制、スケジュール等）を提出し、県の承諾を得ること。

6 県との協議等

- ・受託者は、業務全般を監督する責任者を設ける。当該責任者は、県の事業担当者と密に打合せを行い、業務内容を理解し、効率的に業務を遂行できるよう提案を行い、実施すること。
- ・本業務の実施にあたって、受託者は県との連携を密にし、適宜協議または打合せを行いながら、進捗状況の管理を常に適切に行い、誠実かつ柔軟に業務を進めること。また、県から協議または打合せを求めた場合においても、誠実かつ柔軟に対応すること。
- ・受託者は四半期に1回、原則として福井県庁において企画提案会議を開催すること。企画提案会議においては、制作状況、配信の予定および実績等について協議すること。
- ・受託者は、県および関係者と協議および打合せをした場合は、その内容および連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。
- ・業務の実施に当たって、トラブル等が生じた場合は、受託者は速やかに県に連絡するとともに、県と連携してその処理にあたるものとする。

7 業務報告の作成

ア 業務実績報告書

受託者は、令和8年3月31日までに次の事項を記載した本業務の実施報告書を県に提出し、県による検査を受けなければならない。

- ・本業務の実施内容
- ・本業務に要した費用の内訳
- ・実施した業務の一覧およびその成果
- ・下記の月例業務報告のまとめ
- ・その他事業実施の説明に必要となる資料

イ 月例業務報告

動画の制作状況、動画ごとの配信回数および視聴回数の実績等について、毎月の活動実績を翌月の10日までにとりまとめるうえ提出すること。

8 情報発信および成果品の使用について

- ・本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続きについては、原則として受託者が代行して行うこと。また、各許認可手続きに必要な手数料等の経費については予算額に含むものとする。
- ・本業務の実施により生じた成果物に関するすべての著作権（著作権法第27条および第28条に規定す

る権利を含む) ほか一切の権利は原則として福井県へ帰属するものとし、制作者は著作権者人格権を行使しないものとする。ただし、成果物の内容によっては事業受託者と協議のうえ決定する。

- ・本業務の実施による成果物は映像、画像等の著作権上の権利を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、福井県は責任を負わない。
- ・次年度以降のプロモーション等でも利用が可能なものとする。

9 その他留意事項

- ・本業務の目的を達成するため、必要な範囲内で追加の業務に関し協議を求める場合がある。その場合は、誠実かつ柔軟に対応すること。
- ・本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続き等については、原則として受託者が代行して行うこと。
- ・受託者は、本業務を通じて取得した個人情報については、第三者に漏洩することが無いよう厳重に取り扱うこと。
- ・契約書および本仕様書に定めのない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、県と受託者が協議して決定するものとする。